

**不要な自転車はありませんか
自転車リサイクル**

ご家庭で不要になった、まだ乗ることができる自転車を回収し、東南アジアやアフリカなどの地域へ届ける等の、自転車リサイクルを試験的に実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありませんのでご注意ください。

【回収品目】 乗車可能な次のいずれかの自転車
▶ 大人用自転車 ▶ 子ども用自転車 ▶ 電動式自転車 ▶ マウンテンバイク ▶ 折りたたみ式自転車 * パンクは可 **【回収日時/回収場所】** 9月30日(日) 午前9時～午後2時 / すみだ清掃事務所(業平5-6-2) **【対象】** 区内在住の方 * 事業者を除く **【費用】** 無料 **【申込み】** 事前に電話で、すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229へ * 受け付けは9月20日まで

**新しい受給者証は届きましたか
心身障害者医療費助成制度(障)**

身体障害者手帳1級・2級(内部障害者は3級も含む)または愛の手帳1度・2度の障害があり、国民健康保険や社会保険等に加入している方は、心身障害者医療費助成制度(障)により、医療費の自己負担が軽減されます。受給者証は毎年9月に更新します。現在、(障)を受給中で引き続き要件に該当する方には、8月下旬に新しい受給者証をお送りしましたので、ご確認ください。

所得が下表の限度額を超える方や、65歳以上で新規に(障)の対象となる手帳を受けた方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税されている方などは対象となりません。

なお、過去に(障)の受給資格があった方で、その後対象外となった方のうち、平成30年度の所得が下表の限度額以下の方は対象になる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ】 障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163・FAX5608-6423

所得限度額

扶養親族等の数	本人または扶養義務者の所得限度額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

●老人扶養親族、特定扶養親族等がある場合は、一定額を加算します。

9月は東京都の自殺対策強化月間です

「気づいてください！
体と心の限界サイン」
(九都県市統一標語)



東京都自殺相談ダイヤル
こころといのちのほっとライン
☎0570-087478
いのちを支える (午後2時～翌朝5時半/年中無休)

**毎月1日は
墨田区防災の日**

9月1日の点検項目
いざのとき
あわてぬための
防災訓練



**資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具などの
回収とフードドライブ**

ご家庭で不要になった古着や靴、金属製調理器具などを回収します。同時に、ご家庭で余っている食品等を回収するフードドライブを実施します。

【回収日時/回収場所】 ▶ 9月15日(土) / 八広公園(八広5-10-14) ▶ 9月16日(日) / みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) * いずれも午前9時～午後2時 **【対象】** 区内在住の方 * 事業者を除く **【回収品目】** ▶ 洗濯済で汚損していない古着や布製品(ぬれているものの回収は不可) ▶ 靴(片方しかないものや、泥・油・シミ・カビ等の汚れがあるもの、穴が開いているもの、長靴・ブーツ・下駄・草履の回収は不可) ▶ めいぐるみ ▶ 直径・一辺の長さが30cm未満(柄の長さを含まない)の鍋・やかん・フライパンなどの金属製調理器具(土鍋、ホーロー鍋、包丁などの危険物の回収は不可) ▶ 賞味期限まで1か月以上ある缶詰や乾麺など(生ものやアルコール類の回収は不可) **【持込方法】** 古着、靴、めいぐるみ、金属製調理器具、食品等を、それぞれ別の袋に入れて、当日直接会場へ * 車での来場は不可 **【問合せ】** すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229 * 詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

**環境にやさしいまちへ
道路・公園照明灯のLED化**

消費電力や温室効果ガス排出量を抑制するため、区が管理する道路や公園の照明灯約8500本をLED灯具に取り替えます。

【期間】 9月～平成31年2月 **【問合せ】** 道路公園課計画調整担当 ☎5608-6291

**転倒予防・筋力向上のための体操や脳力トレーニングを一緒に
介護予防のための「街なか体操教室」(各会場全10回)**

【とき】 原則10月～平成31年2月 * 詳細は各申込先へ **【対象】** 区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方 * 本教室未受講者を優先 * ほかにも要件あり **【定員】** 各会場20人(抽選) **【費用】** 無料 **【申込み】** 9月14日までに各申

**動画を募集しています
すみだの魅力PR動画コンテスト2018**

すみだの魅力を伝える1分以内の動画を募集しています。グランプリに「うまい棒」約1万本などのほか、各賞受賞者に賞品を進呈します。たくさんのご応募をお待ちしています。

【募集期間】 10月19日まで **【募集内容】** 区内で撮影した動画 * 詳細は、コンテストの特設サイトを参照(下のコードを読み取ることでも接続可)



**写真を募集しています
私の好きなすみだ(今号8面)**

【応募方法】 随時、「私の好きなすみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名・撮影場所・コーナー名・住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、Eメールで、〒130-8640 広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jpへ * 写真は▶ 直接・郵送 = A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶ Eメール = jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) **【注意事項】** ▶ 被写体に人物が含まれている場合は、肖像権の侵害等が生じないように、本人(未成年の場合は親権者)の了承が必要 ▶ 氏名も掲載 ▶ 応募写真は区ホームページ等、他媒体で使用する場合があります ▶ 応募写真は一部手直しをする場合があります

お住まいの地域	会場	曜日・時間(原則)	申込先
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋	アウトピアみどり苑(緑2-5-12)	毎月第2・第4火曜日 午後2時～	みどり高齢者支援総合センター(アウトピアみどり苑内) ☎5625-6541
横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	本所地域プラザ(本所1-13-4)	毎月第2・第4火曜日 午前10時～	同愛高齢者支援総合センター(亀沢2-23-7塚越ビル1階) ☎3624-6541
錦糸、太平、横川、業平	なりひらホーム(業平5-6-2)	毎月第2・第4月曜日 午後2時～	なりひら高齢者支援総合センター(なりひらホーム内) ☎5819-0541
向島、押上	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	毎月第2・第4水曜日 午後2時～	こうめ高齢者支援総合センター(すみだ福祉保健センター内) ☎3625-6541
東向島一丁目～三丁目、東向島五・六丁目、京島	ベレール向島(東向島2-36-11)	毎月第2・第4火曜日 午後1時半～	むこうじま高齢者支援総合センター(ベレール向島内) ☎3618-6541
東向島四丁目、堤通、墨田	シルバープラザ梅若(墨田1-4-4)	毎月第1・第3水曜日 午前10時～	うめわか高齢者支援総合センター(シルバープラザ梅若内) ☎5630-6541
文花、立花	東京清風園(立花1-25-12)	毎月第2・第4火曜日 午後2時半～	たちばな高齢者支援総合センター(立花3-2-9・たちばな高齢者在宅サービスセンター内) ☎3617-6511
八広、東墨田	八広地域プラザ(八広4-35-17)	毎月第2・第4金曜日 午後2時～	はなみずき高齢者支援総合センター(八広3-22-14・はなみずきホーム内) ☎3610-6541

**新聞を購読していない方へ
墨田区のお知らせ「すみだ」
(区報)の戸別配付**

墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)は、主に新聞に折り込んで配布しているほか、区施設や区内の駅、一部の信用金庫・コンビニエンスストア・スーパーマーケットなどでも配布しています。また、新聞を購読していない方へ、発行日(1日、11日、21日)にご自宅へ無料でお届けする戸別配付を行っています。ぜひ、ご利用ください。

【対象】区内在住で新聞を購読していない方
*事業者を除く**【費用】**無料**【配付開始号】**▶1日(必着)までの申込み=当月の11日号 ▶11日(必着)までの申込み=当月の21日号 ▶21日(必着)までの申込み=翌月の1日号**【申込み】**随時、戸別配付申込書を直接または郵送、ファクス、Eメールで広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・FAX5608-6406・✉OSHIRASE@city.sumida.lg.jpへ *申込書は、申込先、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館等で配布しているほか、区ホームページからも出力可
*右のコードを読み取ることで接続できる、申込みフォームからも申込可**【注意事項】**
▶1住戸につき、原則1部配付 ▶郵便ポスト等の確認のため、配達員が現地調査を実施する場合あり



**アプリで区報が読めます
無料アプリ「マチイロ」**

墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)は、スマートフォン用アプリ「マチイロ」でもご覧いただけます。ぜひ、ご利用ください。

【利用方法】「マチイロ」のホームページからアプリをダウンロード *下のコードを読み取ることで「マチイロ」のホームページに接続可**【費用】**無料 *通信にかかる費用は自己負担**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6223



**リニューアルしました
すみだの魅力発信サイト
スキスミ
【SUKI SUMI】**

まちの話題や区のイベントなどの情報をお届けしています。皆さんからの地域情報もお待ちしていますので、ぜひ、情報をお寄せください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220 *詳細は、「SUKI SUMI」のホームページを参照(スマートフォンなどは、以下のコードを読み取ることで接続可)



**毎月5日は
すみだ環境の日**

9月のエコしぐさ
電灯を

ひかえて眺める
十五夜の月



墨田区環境キャラクター「地球くん」

**ご協力をお願いします
東京都市圏パーソントリップ調査**

都では、将来のまちづくり等に役立てるため、無作為に抽出した世帯を対象に交通に関する調査を実施します。対象となった世帯には、9月～12月に調査票(はがき)をお送りしますので、ご協力をお願いします。

【問合せ】▶都都市整備局都市基盤部交通企画課調査係 ☎5388-3322 ▶都市計画課都市計画・開発調整担当 ☎5608-6265

**経営改善等にご利用ください
機器導入促進支援補助金**

区内の中小企業が、生産性や経営力の向上のために生産設備等の機器類を導入する際、購入経費の一部を補助します。対象者や対象経費、申請方法等の詳細は、募集要領をご覧ください。募集要領は問合せ先で配布しているほか、区ホームページからも出力できます。

【申請期間】9月10日(月)～19日(水) **【問合せ】**経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6184

**ご推薦ください
中小企業等永年勤続優良従業員表彰**

区内の中小企業等に永くお勤めの優良従業員の方を表彰します。事業主の方は、該当する従業員の方をご推薦ください。

【表彰区分】勤続年数10年・20年・30年 *勤続年数の算定基準日は、平成30年12月31日**【対象者】**対象事業所に勤務しており、表彰区分の各勤続年数に達し、事業主から優良従業員として推薦された方 *▶すでに同じ表彰区分で表彰された方 ▶事業主・代表者・役員 ▶事業主・代表者の配偶者や直系一親等の血族の方 を除く**【対象事業所】**区内の▶中小企業 ▶中小企業が属する商工団体 ▶信用金庫・信用組合**【表彰日時/会場】**31年2月2日(土)午後4時～5時/曳舟文化センター(京島1-38-11) **【申込み】**推薦書類を直接または郵送で10月9日(必着)までに、〒130-8640産業振興課産業振興担当(区役所14階) ☎5608-6186へ *推薦書類は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

**区政情報番組
ウィークリー すみだ
9月の番組表**



キャスター
大久保 涼香さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6220

☒=こんにちは、区長です ☑=すみだのそこが知りたい 特=特集 ス=スキスミニユース
き=きらっとすみだモダン レ=レッツスポーツ in すみだ 葛=葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスミダ!

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
9月2日(日)～8日(土)	☒ 健康寿命UP大作戦! ☑ がん対策について学ぼう!			
9月9日(日)～15日(土)	特 フロンティアすみだ塾15周年「すみだの若手産業人」	☒ 健康寿命UP大作戦! ☑ がん対策について学ぼう!	特 フロンティアすみだ塾15周年「すみだの若手産業人」	☒ 健康寿命UP大作戦! ☑ がん対策について学ぼう!
9月16日(日)～22日(土)	ス 8月下旬～9月上旬の「SUKI SUMI」投稿を紹介 き 「JonoJono」&「ノワール/ルージュ」			
9月23日(祝)～29日(土)	ス 8月下旬～9月上旬の「SUKI SUMI」投稿を紹介 き 「JonoJono」&「ノワール/ルージュ」	特 フロンティアすみだ塾15周年「すみだの若手産業人」	ス 8月下旬～9月上旬の「SUKI SUMI」投稿を紹介 き 「JonoJono」&「ノワール/ルージュ」	特 フロンティアすみだ塾15周年「すみだの若手産業人」
9月30日(日)～10月6日(土)	葛 葛飾ふとめ・ぎよろめのスキスミダ!			

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ

人権コラム 64

一人ひとりの人格が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会になるように!

私たちの社会には、先天的または事故および病気等による後天的な理由で、人目に触れる部分に生じた特徴的な目立つ症状によって、様々な社会的困難を抱える方がいます。

その症状を起因として偏見や差別を受けるなど、生きていく上で深刻な問題となっているケースも少なくありません。

こうした「見た目問題」は、心理学、社会学、社会問題に関する事象等、様々な分野でまだ研究途中で、「見た目問題」を定義する言葉は確立されていません。また、日本における当事者の正確な人数も判明していませんが、海外の統計などから、およそ80万人～100万人

の方がいると推定されています。

墨田区議会では、平成30年第2回定例会において提出された「見た目問題」に関する陳情を採択し、国会と政府に対し、実態把握とその結果を踏まえた施策を検討するよう意見書を提出しました。

一人ひとりの人格が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、そして、個性を認め合い支え合う社会となるよう、区でも取組を進めていきます。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322